

第3次おびひろ男女共同参画プラン中間見直し（骨子）について

1 中間見直しの趣旨

本プランは、国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するための計画として策定(令和2～11年度)している。

プランの中間年を迎え、男女共同参画にかかる社会情勢の変化に柔軟に対応するため、所要の見直しを行うもの。

2 帯広市の男女共同参画の現状と課題

（1）第3次プランの推進状況（全25施策）

- ・23の施策については、概ね順調に進捗。
- ・「若年層への予防教育の推進」「審議会等への女性の参画の促進」は、さらなる進捗が必要となっている。

（2）「男女共同参画に関する事業所意識調査」結果（令和4年実施）

- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに、多様な働き方が広がっている。
- ・女性が結婚・出産に関わらず働き続けるための、働く条件や環境整備が改善。
- ・一方で、仕事と家庭の両立が難しいなど、「多くの家事を女性が担うもの」という固定的性別役割分担意識も見られる。

（3）「男女共同参画に関する意識調査」結果（令和5年実施）

- ・家庭での家事・育児等の役割分担への認識が高まるなど、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識が少しずつ浸透。
- ・子どもができて女性が職業をもち続けることが良いとの考えが増加。
- ・男女の地位の平等感（社会全体）では、前回調査からほとんど変わらず男性が優遇されていると感じている。
- ・男女ともに女性のリーダーを「望まない・望まれていない」と感じている。
- ・女性に対する暴力などの相談窓口の認知度が低い。

▼推進目標の進捗状況

推進目標		基準値	実績値				目標値
		(H30)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)
I	固定的な性別役割分担意識が解消されていると思う人の割合	60.9%	—	—	—	65.5%	増加
II	市内高等学校におけるデートDV予防講座実施率	77.8%	55.6%	22.2%	22.2%	33.3%	100.0%
III	事業所の管理職に占める女性割合	17.5%	19.0%	22.6%	16.4%	15.4%	増加
	育児休業制度を導入している事業所の割合	52.3%	56.7%	58.4%	61.0%	68.9%	58.3%
	事業所の育児休業を取得した男性従業員の割合	—	11.3%	10.7%	19.5%	22.2%	増加
	審議会等への女性の参画率	32.5%	33.8%	32.9%	34.5%	33.9%	40.0%以上
	市の管理職に占める女性割合	14.1%	12.7%	14.0%	14.6%	14.8%	15.0%以上
	市の育児休業を取得した男性職員の割合	7.0%	16.7%	34.0%	47.6%	60.0%	13.0%以上

3 中間見直しのポイント

（1）推進目標の見直しと、最終年（令和11年度）の目標値の設定

- ・現在の推進目標を、男女共同参画にかかる社会情勢に応じた内容に修正。
- ・本プランの最終年の目標値を設定。

（2）新たな法律の市町村基本計画に位置づけ

- ・令和6年4月1日より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※」第8条第3項の「市町村基本計画」として、本プランを位置づける。
- ・女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援のための、新たな推進目標を設定。

4 体系図（案）

基本目標	基本方向
I 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革	1 男女平等の視点に立った教育の推進
	2 男女共同参画への意識の向上
	3 性を尊重する意識醸成と制度の運用【修正】
II 女性が抱える複合的な問題等への包括的な支援の提供【修正】 （DV防止基本計画） （女性支援法基本計画）【追加】	1 パートナー等からの暴力の根絶
	2 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶
III 男女がともに活躍できる環境づくり （女性活躍推進計画）	3 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実【追加】
	1 政策・方針決定過程における女性の参画促進
	2 男女がともに働くための環境整備
	3 就労における男女平等の促進
	4 就業機会の促進
	5 地域社会等における男女共同参画の促進

5 今後のスケジュール

	令和6年						令和7年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
男女共同参画市民懇話会	○		○				○	
男女共同参画推進委員会	○	骨子		○	原案		○	案
厚生委員会								
パブリックコメント					←	→		

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

DV、貧困、性暴力、性的搾取、障害、精神疾患、外国籍など、さまざまな困難を抱え、傷ついた女性は、「売春防止法」を根拠とした婦人保護事業により保護・更生の対象とされていたが、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援の視点は不十分なものであったことから、さまざまな困りごとや、悩みを抱える女性ひとりひとりが、安心して回復し、自分らしく生きていくため女性の福祉視点に立った新たな女性支援の法律として、令和6年4月1日に施行された。